

高齢者コインバス事業よくある質問

質問：高齢者コインバス事業を利用できるのは、どんな人ですか？

答え：秋田市に住民登録をしている満68歳以上のかたです。
(誕生日の前日から交付可能、使用可能です)

質問：運賃を回数券で払うことはできますか？

答え：「コインバス資格証明書」を利用する場合は、現金のみお支払い可能です。
回数券で支払うことはできません。

質問：どのように利用するのですか？

答え：乗るとき

①乗車口で整理券を取ってください。

降りるとき

①乗務員に「コインバス資格証明書」を見せてください。

②100円と整理券を料金箱に入れてください。

質問：「コインバス資格証明書」は有効期限がありますか？

答え：ありません。一度交付を受けると、そのまま使用していただけます。

質問：運転免許証や健康保険証で対象年齢以上であることがわかるので、それを見せて100円で乗ることはできますか？

答え：できません。「コインバス資格証明書」が必要ですので、申請手続きを行ってください。

質問：なぜ「コインバス資格証明書」に写真が必要なのですか？

答え：乗務員が降車時に本人確認させていただくため、写真が必要です。

質問：「コインバス証明書」は必ず申請しないとイケませんか？

答え：バスに乗らないかたは申請の必要はありません。

質問：身体障がいと知的障がいにより秋田市の福祉特別乗車証の交付を受けていますが、「コインバス資格証明書」を申請できますか？

答え：秋田市の福祉特別乗車証の交付を受けている場合は、「コインバス資格証明書」の交付を受けることはできません。

なお、精神障がいにより福祉特別乗車証の交付を受けているかたは、「コインバス資格証明書」を申請できます。

質問：郵送で申請できますか？

答え：できません。申請受付時に確認をさせていただきますので、必ずご本人が直接各窓口で申請手続きを行ってください。

質問：対象とならないバスはありますか？

答え：「コインバス資格証明書」は、リムジンバス、高速バス、羽後交通（株）では使用できません。市外のバス停から乗り、市外のバス停で降りた場合も使用できません。

質問：市外のバス停にまたがる路線はどこですか？

答え：追分線と五城目線です。追分線は、追分三叉路停留所まで100円で乗ることができます。五城目線は、大清水停留所まで100円で乗ることができます。それ以外の路線は、すべて停留所が秋田市内のため一回の乗車で、距離にかかわらず100円で乗ることができます。

質問：老人クラブや町内会などで、団体に乗車します。団体割引はありますか？

答え：「コインバス資格証明書」には、団体割引はありません。利用される場合は、お一人ずつ資格証明書を提示の上、100円を各自お支払ください。

質問：「コインバス資格証明書」を紛失しました。どうすればよいですか？

答え：身分を証明するもの（運転免許証、健康保険証など）と顔写真（4 cm × 3 cm）を持って、下記の窓口で再交付の申請を行ってください。

長寿福祉課（市役所2階）、
駅東サービスセンター（アルヴェ1階）、
北部市民サービスセンター、西部市民サービスセンター、
南部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、
雄和市民サービスセンター 岩見三内連絡所、大正寺連絡所

※岩見三内連絡所、大正寺連絡所では即日交付はできません。

質問：「コインバス資格証明書」が不要になりました。どうすればよいですか？

答え：「コインバス資格証明書」が不要になったときや、転出するときは、速やかに市役所長寿福祉課又は、お近くの市民サービスセンターに返還してください。

質問：コインバス資格証明書は代理人申請ができますか？

答え：原則代理人申請はできません。資格証明書には、有効期限がないため申請の際が唯一ご本人と写真を確認できる場であり、使用方法などを直接ご説明させていただくものです。

**【お問合せ】秋田市山王一丁目1番1号
秋市長寿福祉課
電話 888-5666**